

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 大政 康史

工事名		施工場所		工事種別	工事概要	入札方式
津軽森林管理署相馬・岩木合同森林事務所新築工事		青森県弘前市大字相馬字夏川17、19-4 青森県弘前市大字百沢字寺沢150-2		建築工事一式	庁舎等の解体及び新築工事(木造平屋126.61㎡)	一般競争入札 総合評価落札方式
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所			
48,310,000円	44,445,200円	令和6年7月12日	青森県五所川原市字鎌谷町504-1（株）今工務所			
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期				
48,000,000円	令和6年7月	令和7年1月				

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく 競争参加資格
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・ 総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別紙「入札公告」のとおり
 - ・ 落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和6年5月17日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 大政 康史

1 工事概要

- (1) 工 事 名 入札物件一覧表のとおり
- (2) 工事場所 入札物件一覧表のとおり
- (3) 工事内容 入札物件一覧表のとおり
- (4) 工 期 入札物件一覧表のとおり
- (5) 本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、技術提案(簡易な施工計画)の提出、評価を省略する総合評価落札方式(簡易型運用版)の適用工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事である。
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年8月27日(工事着手日の前日)まで余裕期間を見込んだ工事である。
また、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。
なお、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。
- (8) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (9) 本工事は、令和6年度 国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。
- (10) 本工事は、令和6年度 賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 東北森林管理局管内に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。
また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(3) 東北森林管理局における「建設工事」の「建築一式工事」に係るB等級、C等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 平成21年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：1号物件 延床面積130㎡以上の木造建築物の新築工事であること。

2号物件 延床面積160㎡以上の木造建築物の新築工事であること。

(6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。

ア 1級若しくは2級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは、2級建築士以上の資格を有する者を言う。

イ 平成21年4月1日以降に、上記(5)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあつては、その評定点が65点未満のものは実績と認めない。

ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。

オ 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できるとし、うち1人が上記の要件を満たしていること。

(7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 各森林管理局・署等が発注した建築工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和4年度から令和5年度の過去2年度に完成・引渡し完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が65点未満でないこと。

イ 令和5年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあつては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は次に掲げる者である。

1号物件 会社名：(株)八洲建築設計事務所
住所：青森県青森市松原3-14-13
電話番号：017-723-6066

2号物件 会社名：(株)岡野建築設計事務所 盛岡事務所
住所：岩手県盛岡市菜園2-8-18 第二マンション菜園704
電話番号：019-681-8639

(10) 法令等の規定により許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けている者であること。

ア 建設業法の許可について

建設業法第3条第1項に基づき、「建築工事業」の許可を受けている者。

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に係る登録について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条により、1号物件においては青森県知事の、2号物件においては岩手県知事の登録を受けている者。

(11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(12) 次の事項に該当しない者であること。

ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

(13) 当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。

その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(14) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

(15) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(16) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出場所及び方法

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所に郵送等(配達証明ができるものに限る。以下同じ。)又は持参して2部提出すること。

なお、詳細は入札説明書による。

ア 提出期間

令和6年5月20日(月)から令和6年6月5日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 経理課 企画係(営繕担当)

電話: 018-836-2091

メールアドレス: t_keiri@maff.go.jp

(3) 技術提案書等は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

ア 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

イ 2(13)の技術提案と資料で示された実績等により最大30点の加算点及び最大30点の施工体制評価点を付与する。

ウ 得られた「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目: 以下に示す項目を評価項目とする。

ア 企業の施工実績に関する事項

イ 配置予定技術者の能力に関する事項

ウ 地域貢献に関する事項

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値{評価値=(標準点+加算点+施工体制評価点)÷入札価格}を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目9番16号

東北森林管理局 総務企画部 経理課 支出係

電話：018-836-2186

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

ア 交付期間

令和6年5月17日(金)から令和6年7月4日(木)まで

イ 交付場所

上記3(2)イと同じ場所。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、1号物件は令和6年7月4日(木)10時00分まで、2号物件は令和6年7月4日(木)13時30分までとする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和6年7月1日(月)9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、1号物件は令和6年7月4日(木)10時00分まで、2号物件は令和6年7月4日(木)13時30分までに東北森林管理局第1会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、1号物件は令和6年7月4日(木)10時00分、2号物件は令和6年7月4日(木)13時30分に東北森林管理局第1会議室において行う。ただし入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札による競争入札への参加に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金 免除。
イ 契約保証金 納付。
ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 工事費内訳書の提出
第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。
工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。
なお、入札の際に工事内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。
また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 配置予定監理技術者の確認
落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
- (6) 契約書作成の要否
要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 5(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 6 月林野庁)による。
- (10) 詳細は入札説明書による。
- (11) 発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これ

を拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款及び競争契約入札心得は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款及び東北森林管理局競争契約入札心得

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ ＞ 公売・入札情報 ＞ 各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>) をご覧下さい。

入札物件一覧表

物件番号	等級	工 事 名	工 事 場 所	工 事 内 容	工 期
第 1 号	B、C、D	津軽森林管理署相馬・岩木 合同森林事務所新築工事	青森県弘前市大字相馬字夏川17、19-4 青森県弘前市大字百沢字寺沢150-2	庁舎等の解体及び新築工事	契約締結の翌日 ～ 令和 7 年 1 月14日
第 2 号	B、C、D	三陸北部森林管理署久慈支署 安家森林事務所新築工事	岩手県下閉伊郡岩泉町安家字日蔭149番61	庁舎等の新築工事	契約締結の翌日 ～ 令和 7 年 2 月26日

(別添 1)

競争参加資格確認結果書

工事（業務）名：津軽森林管理署相馬・岩木合同森林事務所新築工事

発注機関名：東北森林管理局

入札公告日：令和6年5月17日

競争参加資格確認結果通知日：令和6年6月12日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認める理由
(株) 今工務所	有	

入札執行調書

件名 津軽森林管理署相馬・岩木合同森林事務所新築工事

日時 令和6年7月4日 10時00分

場所 東北森林管理局第1会議室

執行者 所属 経理課 官職 農林水産技官 氏名 北林 昭彦 確認者 所属 経理課 官職 農林水産技官 氏名 佐藤 満

立会者 所属 経理課 官職 農林水産事務官 氏名 栗林 俊樹

番号	入札者の商号 又は名称	総計	技術評価点				第 1 回			第 2 回			備考
			標準 点	技術提案加算点		施工体制 評価点	金額	評価 値	順位	金額	評価 値	順位	
				企業 評価	技術者 評価								
1	(株) 今工務所	144	100	11	3	30	51,000,000			48,000,000	3	1	落札（電子）
2													
3													
4													
5													

- （注1）金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。
- （注2）執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。
- 確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。
- 立会者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。
- （注3）評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。

入札筆記書

調達案件番号003802001020240003

調達案件名称津軽森林管理署相馬・岩木 合同森林事務所新築工事

業者名称	業者区分	入札第1回			入札第2回			結果
		金額	技術 評価 点	評価 値	金額	技術 評価 点	評価 値	
(株)今工務所		51,000,000			48,000,000	144	3	落札

結 果落札者決定

入札執行月日令和06年7月4日

部 署東北森林管理局

入札書比較価格(税抜き)48,310,000

予定価格(税込み)53,141,000

調査基準価格(税抜き)44,445,200

基準評価値2.069

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名北林 昭彦

立会・確認担当署名栗林 俊樹 佐藤 満

(別添3)

令和6年度

工事積算内訳書

工事名 津軽森林管理署相馬・岩木合同森林事務所新築工事

工事場所 青森県弘前市大字相馬字夏川17、19-4
青森県弘前市大字百沢字寺沢150-2

東北森林管理局

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
A	直接工事費											
A-Ⅱ	営繕工事											
	建築 一般工事		式	1.00		27,079,017						
	建築 改修工事		式	1.00		0						
	建築 鉄骨工事		式	1.00		0						
	電気 一般工事		式	1.00		5,087,152						
	電気 改修工事		式	1.00		0						
	機械 一般工事		式	1.00		3,295,729						
	機械 改修工事		式	1.00		0						
	小 計					35,461,898						
	発生材処分費	建築	式	1.00		696,870						
		電気	式	1.00		1,840						
		機械	式	1.00		28,200						
	小 計					726,910						
	計					36,188,808						
	産業廃棄物税相当額	建築	式	1.00		4,570						
		電気	式	1.00		20						
		機械	式	1.00		510						
	小 計					5,100						
	営繕 直接工事費 計					36,193,908						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
B	共通仮設費											
B-Ⅱ	営繕工事											
	建築 一般工事	別紙:建築	式	1.00		815,078						
	建築 改修工事	別紙:建築	式	1.00		0						
	建築 鉄骨工事	別紙:建築	式	1.00		0						
	建築 その他工事	別紙:建築	式	1.00		0						
	電気 一般工事	別紙:電気	式	1.00		213,151						
	電気 改修工事	別紙:電気	式	1.00		0						
	電気 その他工事	別紙:電気	式	1.00		0						
	機械 一般工事	別紙:機械	式	1.00		109,418						
	機械 改修工事	別紙:機械	式	1.00		0						
	機械 その他工事	別紙:機械	式	1.00		0						
	共通仮設費 計					1,137,647						
	営繕 純工事費		式	1.00		37,331,555						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
C	現場管理費											
C-II	営繕工事											
	建築 一般工事	別紙:建築	式	1.00		2,683,411						
	建築 改修工事	別紙:建築	式	1.00		0						
	建築 鉄骨工事	別紙:建築	式	1.00		0						
	建築 その他工事	別紙:建築	式	1.00		0						
	電気 一般工事	別紙:電気	式	1.00		1,516,946						
	電気 改修工事	別紙:電気	式	1.00		0						
	電気 その他工事	別紙:電気	式	1.00		0						
	機械 一般工事	別紙:機械	式	1.00		726,998						
	機械 改修工事	別紙:機械	式	1.00		0						
	機械 その他工事	別紙:機械	式	1.00		0						
	現場経費 計					4,927,355						
	営繕 工事原価		式	1.00		42,258,910						
	工事原価から産業廃棄物税相当額を控除した金額					42,253,810						

共通費

[illegible]

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
	《別紙: 建築》											
A-Ⅱ-1	直接工事費											
	一般工事	新営建築	式	1.00		27,079,017						
	改修工事	改修建築	式	1.00		0						
	鉄骨工事		式	1.00		0						
	その他工事		式	1.00		0						
	小 計					27,079,017						
	発生材処分費		式	1.00		696,870						
	計					27,775,887						
	産業廃棄物税相当額		式	1.00		4,570						
	直接工事費 計					27,780,457						
B-Ⅱ-1	共通仮設費											
	一般共通仮設費 率計上											
	一般工事	監理事務所非設置	式	1.00	3.01%	815,078						
	改修工事		式	1.00	0.00%	0						
	(積上げ分)											
	少々 計					0						
	小 計					815,078						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
	鉄骨工事		式	1.00	2.70%	0						
	その他工事		式	1.00	1.00%	0						
	共通仮設費 計					815,078						
	純工事費					28,595,535						
	純工事費から 発生材処分費、産業廃棄物税相当額を控除した金額					27,894,095						
C-II-1	現場管理費						(純工事費)					
	一般工事		式	1.00	9.62%	2,683,411	27,894,095					
	改修工事		式	1.00	0.00%	0	0					
	鉄骨工事		式	1.00	9.62%	0	0					
	その他工事		式	1.00	2.00%	0	0					
	現場経費 計					2,683,411						
	工事原価					31,278,946						
	工事原価から産業廃棄物税相当額を控除した金額					31,274,376						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
	《別紙:電気》											
A-Ⅱ-1	直接工事費											
	一般工事	新営電気	式	1.00		5,087,152						
	改修工事	改修電気	式	1.00		0						
	その他工事		式	1.00		0						
	小 計					5,087,152						
	発生材処分費		式	1.00		1,840						
	計					5,088,992						
	産業廃棄物税相当額		式	1.00		20						
	直接工事費 計					5,089,012						
B-Ⅱ-1	共通仮設費											
	一般工事		式	1.00	4.19%	213,151						
	改修工事		式	1.00	0.00%	0						
	その他工事		式	1.00	1.00%	0						
	共通仮設費 計					213,151						
	純工事費					5,302,163						
	純工事費から 発生材処分費、産業廃棄物税相当額を控除した金額					5,300,303						
C-Ⅱ-1	現場管理費						(純工事費)					
	一般工事		式	1.00	28.62%	1,516,946	5,300,303					
	その他工事		式	1.00	0.00%	0	0					
	その他工事		式	1.00	2.00%	0	0					
	現場経費 計					1,516,946						
	工事原価					6,819,109						
	工事原価から産業廃棄物税相当額を控除した金額					6,819,089						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
	《別紙：機械》											
A-Ⅱ-1	直接工事費											
	一般工事	新営機械	式	1.00		3,295,729						
	改修工事	改修機械	式	1.00		0						
	その他工事		式	1.00		0						
	小 計					3,295,729						
	発生材処分費		式	1.00		28,200						
	計					3,323,929						
	産業廃棄物税相当額		式	1.00		510						
	直接工事費 計					3,324,439						
B-Ⅱ-1	共通仮設費											
	一般工事		式	1.00	3.32%	109,418						
	改修工事		式	1.00	0.00%	0						
	その他工事		式	1.00	1.00%	0						
	共通仮設費 計					109,418						
	純工事費					3,433,857						
	純工事費から 発生材処分費、産業廃棄物税相当額を控除した金額					3,405,147						
C-Ⅱ-1	現場管理費						(純工事費)					
	一般工事		式	1.00	21.35%	726,998	3,405,147					
	改修工事		式	1.00	0.00%	0	0					
	その他工事		式	1.00	2.00%	0	0					
	現場経費 計					726,998						
	工事原価					4,160,855						
	工事原価から産業廃棄物税相当額を控除した金額					4,160,345						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原設計				変更設計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
A	直接工事費	(営繕工事)										
1	新営工事	建築	式	1.00		27,079,017						
	改修工事	建築	式	1.00		0						
		鉄骨	式	1.00		0						
	新営工事	電気	式	1.00		5,087,152						
	改修工事	電気	式	1.00		0						
	新営工事	機械	式	1.00		3,295,729						
	改修工事	機械	式	1.00		0						
	小 計					35,461,898						
2	発生材処分費	建築	式	1.00		696,870						
		電気	式	1.00		1,840						
		機械	式	1.00		28,200						
	小 計					726,910						
3	産業廃棄物税相当額	建築	式	1.00		4,570						
		電気	式	1.00		20						
		機械	式	1.00		510						
	小 計					5,100						
	合 計					36,193,908						

共通費

	名 称	摘 要	単位	原 設 計				変 更 設 計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
	直接工事費 集計											
	新築工事											
	建築工事	一般	式	1.00		23,824,064						
	電気設備工事	一般	式	1.00		4,913,740						
	機械設備工事	一般	式	1.00		2,221,180						
	小計					30,958,984						
	解体工事	相馬森林事務所 8棟 計211.85㎡										
	建築工事	一般	式	1.00		2,211,776						
		発生材処分費	式	1.00		335,220						
		産廃税相当額	式	1.00		2,470						
	電気設備工事	一般	式	1.00		109,178						
		発生材処分費	式	1.00		1,170						
		産廃税相当額	式	1.00		10						
	機械設備工事	一般	式	1.00		799,064						
		発生材処分費	式	1.00		18,220						
		産廃税相当額	式	1.00		330						
	小計					3,477,438						
	解体工事	岩木森林事務所 3棟 計94.66㎡										
	建築工事	一般	式	1.00		1,043,177						
		発生材処分費	式	1.00		361,650						
		産廃税相当額	式	1.00		2,100						
	電気設備工事	一般	式	1.00		64,234						

直接工事費 集計

	名 称	摘 要	単位	原 設 計				変 更 設 計				差引増減額
				数 量	単 価	金 額	備 考	数 量	単 価	金 額	備 考	
		発生材処分費	式	1.00		670						
		産廃税相当額	式	1.00		10						
	機械設備工事	一般	式	1.00		275,485						
		発生材処分費	式	1.00		9,980						
		産廃税相当額	式	1.00		180						
	小 計					1,757,486						
	合 計					36,193,908						
		一般				35,461,898						
		発生材処分費				726,910						
		産廃税相当額				5,100						